

令和6年3月

神戸市内の不動産・マンション等を仲介・管理される皆様へ

神戸市環境局

仲介・管理物件等入居者への家庭ごみの出し方ルール啓発について（お願い）

平素は、本市環境行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、ごみと資源の分別徹底による家庭ごみの減量・資源化について、地域の皆さまと協働で取り組んでいるところです。

しかしながら、市内の一部ワンルームマンション等集合住宅において、

「ごみ出しマナーが守られていない」

「クリーンステーションの掃除等管理に協力してくれない」

といったご意見が、地域団体等の方々から本市に寄せられております。

そこで、市外から転入される方やごみの分別や排出ルールについて関心の低い方と、地域住民とのトラブルを未然に防ぐためにも、以下の【契約時や入居時などに、入居者にご案内いただきたいこと】をご確認いただき、適正なごみ分別のご案内にご協力いただきますようお願いいたします。

ごみ分別は、近隣住民や地域住民との関係を円滑にする上で大切なルールです。

重要 契約時又は入居時にルールをご案内いただきますようご協力宜しくお願いします。

【契約時や入居時などに、入居者にご案内いただきたいこと】

1. (マンション等集合住宅の管理者が独自で設置していない) クリーンステーションは、地域住民等利用者の皆様が共同で管理されていることをお伝えください。
2. 仲介・管理物件等入居者が利用可能なクリーンステーション場所又は番号をご案内ください。
3. 家庭から出るごみと資源の出し方ルールちらし等をお渡しくください。
 - 分別基本ルールを呼びかけるちらし
「A. 神戸市のごみの出し方ルール」
 - 分別方法を説明するちらし
「B. ワケトンBOOK」及び「C. ごみと資源の分け方・出し方」

※上記AからCのちらしについては、別紙に枚数をご記入いただき、別紙 FAX で送信いただくことで、必要部数を神戸市環境局から送付いたします。
4. ごみの収集日をご案内ください。
「神戸市 ワケトンカレンダー」で検索 ※ダウンロード可
5. 地域の資源集団回収情報（新聞・雑紙・段ボールなど）をご案内ください。
「神戸市 資源集団回収」で検索
6. 外国人向け（多言語）「神戸市のごみの出し方」ちらしをお渡しくください。
「神戸市 外国人向けごみ出しルール情報」で検索 ※ダウンロード可

新規の集合住宅の一斉入居など、事前もしくは入居後早い時期に、入居者の皆さまにごみの分別説明会が必要な場合は、ごみ出しルールの説明に伺います。

※物件所在区の環境局事業所へご連絡ください。(日時は、事業所との調整が必要です。)

【説明会のお申し込み・お問合せ先（必ず物件所在区の環境局事業所へ）】

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ●東灘事業所 841-0161 | ●兵庫事業所 652-0981 | ●須磨事業所 731-2041 |
| ●灘事業所 871-1081 | ●北事業所 581-0460 | ●垂水事業所 783-0333 |
| ●中央事業所 251-3521 | ●長田事業所 652-1441 | ●西事業所 961-1414 |

【参考】事業を行う入居者の「事業系ごみ」について

マンション等の部屋を利用して会社、事務所（非営利事業を含む）、ネットショップ、お店などの事業を行っている場合、事業に伴い出るごみは、量の多少に関わらず市では収集しない「事業系ごみ」となります。

「事業系ごみ（一般廃棄物）」は、市が収集する「家庭ごみ」の出し方ルールとは異なり、市の排出区分に沿い事業系ごみ指定袋（有料）に分別して収納し、①許可業者に収集運搬を委託するか、②自ら市の処理施設へ持ち込む必要があります。

マンション等の部屋で事業を行っている入居者には、**事業系ごみ啓発ちらし「ご入居の事業者の皆様へ」**をお渡しいただくか、マンション等の掲示板に掲示いただく等、ルールの啓発にご協力をお願いいたします。

（事業系ごみのお問い合わせ）

神戸市環境局業務課総務担当 TEL078-595-6184

ごみの減量・資源化は、市民のみなさんのご協力なくしては実現できません。次の世代に美しい神戸のまちと恵まれた環境を残していくためにも、趣旨をご理解いただき、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先・発送先】

神戸市環境局業務課 適正排出担当
〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5
三宮プラザビル EAST 2F
TEL:078-595-6144 FAX:078-595-6246
E-Mail:kankyogyomu@office.city.kobe.lg.jp

●家庭から出るごみと資源の出し方ルールちらし等

A「神戸市のごみの出し方ルール」ちらし

神戸市のごみの出し方ルール

地域で安全・快適に暮らすため、ごみ出しルールを守りましょう。

- ごみは分別して指定箱に入れて出してください。**
 - 指定箱はスーパー・コンビニなどで取寄しています。
[ごみ箱の大きさ] 1号・3号・4号の3サイズがあります。
 - ネットポット・スプレー等は指定袋ではなく、中身の燃えるごみ(1号まで)で出してください。
 - 4号の指定箱に入らないもの、入っても5kgを超えるものは「大型ごみ」になります。
- 決められたクリーンステーションにごみを出してください。**
 - 利用できるクリーンステーション(ごみ集積場)は地域で決められています。自治体ごとの地域の自治会や区公所、集合住宅の管理会社等に確認ください。
 - クリーンステーションの敷居に指定するごみの種類と収集日が表示されていますので、ご確認ください。
- 収集日当日の朝5時～8時に出してください。**
 - 朝早くから出るため、カーナビや地図、インターネットなどでご確認ください。
またお忘れの品もあるため、ごみの出歩場を持ってください。

B「ワケトン BOOK」

ワケトン BOOK

ごみと資源の分け方・出し方

ごみ分別アプリ「KOBEほすと」へアクセスください

収集日当日の午前5時から午前8時までの間に決められたクリーンステーション(ごみ集積場)に出しましょう!

※事業系(事務フローシート)は、別途「事業系ごみ」のページをご覧ください。

C「ごみと資源の分け方・出し方」ちらし

ごみと資源の分け方・出し方

このちらしは、ごみ分別アプリ「ワケトン」のスクリーンショットを参考に作成されています。必ずアプリをダウンロードしてご確認ください。

缶・ビン・ペットボトル	資源物(プラスチック)	大型ごみ	燃えないごみ	加圧式ペットボトル	燃えるごみ
<ul style="list-style-type: none"> 週1回 毎週水曜日 ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず 	<ul style="list-style-type: none"> 週1回 毎週 曜日 ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月2回 月2回 曜日 ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月2回 月2回 曜日 ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず 	<ul style="list-style-type: none"> 週2回 週2回 曜日 ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず 	<ul style="list-style-type: none"> 週2回 週2回 曜日 ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず ●紙類、紙、新聞紙、入った紙、紙のくず、紙のくず

事業系ごみ啓発ちらし「ご入居の事業者の皆様へ」

ご入居の事業者の皆様へ

事務所やお店などから出る事業系ごみを家庭用クリーンステーションに出すのは不法投棄です。

【罰則:15年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金(産業物処理法)】

市が収集するのは、一般の家庭生活から出るごみ(家庭ごみ)だけです。

マンション等の部屋を利用して会社、事務所(非営利事業含む)、ネットショップ、お店など事業を行っている場合、その事業から出るごみ(事業系ごみ)は、量の多少に関わらず、事業者自らの責任において適正に処理していただく必要があります。

事務所兼住居等の場合でも、事務所から出るごみは、市では収集しません。

事務所等が住居と同じ建物にある場合は、事務所等のごみ(事業系ごみ)と、住居での家庭生活から出るごみ(家庭ごみ)とを区分して適正に処理していただく必要があります。

裏面へ続く

「事業系ごみの出し方ルールブック」

事業系ごみの出し方ルールブック 概要版

事業系ごみ(事務フローシート)は、別途「事業系ごみ」のページをご覧ください。

事業系一般廃棄物 事業系資源物

P12 P13 P14 P15

事業系ごみを排出する方には適正に処理する責任があります

- 事業系ごみを家庭用クリーンステーションに出すと不法投棄になります
- 不法投棄・野外焼却は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金

お問い合わせ先
神戸市環境・エネルギーセンター TEL: 078-333-3330 受付: 078-333-3330
神戸市環境・エネルギーセンター TEL: 078-333-3331 受付: 078-333-3331
神戸市環境・エネルギーセンター TEL: 078-333-3332 受付: 078-333-3332
神戸市環境・エネルギーセンター TEL: 078-333-3333 受付: 078-333-3333